



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*42 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則
(行政経営改革室)

*43 和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の
一部を改正する規則 (")

○ 告示

*438 職員の駐在に関する告示 (平成15年和歌山県告示第
443号) の一部改正 (行政経営改革室)

○ 訓令

*37 和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令
(行政経営改革室)

規 則

和歌山県規則第 4 2 号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) の一部を次のように改正する。

目次中「 第 6 節 削除」を 「 (企画部) 第 6 節 世界遺産センター (第86条-第88条) 」に、「 (商工労働部) 」を「 (商工観光労働部) 」に、「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号中「その分課並びに出納室」を「出納局並びにその分課」に改める。

第 5 条第 1 項中「当該課」の次に「又は室」を加え、同項の表広報室の項中「総務班 報道班」を「総務報道班」に改める。

第 6 条の表総務部の部総務管理局の款の前に次のように加える。

	監察査察室	
--	-------	--

第 6 条の表総務部の部総務管理局の款総務事務集中課の項を削り、同表企画部の部計画局の款統計課の項中「調整班 企画分析班 人口労働班 商工班 農林消費班」を「企画調整班 分析班 生活調査班 産業調査班」に改め、同表商工労働部の部中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改め、同部商工政策局の款商工労働総務課の項中「商工労働総務課」を「商工観光労働総務課」に改め、同部企業立地局の款企業立地課の項中「立地プロジェクト班 情報産業立地班」を「立地プロジェクト第一班 立地プロジェクト第二班」に改め、同部観光・ブランド推進局の款中「観光・ブランド推進局」を「観光局」に改め、同款ブランド推進課の項を削り、同表農林水産部の部農林水産政策局の款農林水産総務課の項の次に次のように加える。

食品流通課	マーケティング班 流通対策班
-------	----------------

第 6 条の表農林水産部の部農林水産政策局の款農地整備課の項中「水利防災班」を「防災班」に改め、同部農業生産局の款果樹園芸課の項中「普及指導班 果樹班 野菜花き班 食育・流通班」を「普及・食育班 果樹班 野菜花き班」に改め、同款畜産課の項中「振興班 経営班」を「経営班 振興班」に改め、同部緑の雇用推進局の款中「緑の雇用推進局」を「森林・林業局」に改め、同款林業振興課の項中「経営班」を「緑の雇用班」に改め、同款定住促進課の項中「定住促進課」を「山村振興課」に改める。

第 7 条第 2 項の表長寿社会推進課の項の次に次のように加える。

商工観光労働総務課	償還指導室
-----------	-------

第 7 条第 3 項を削る。

第 8 条の見出しを「(出納局)」に改め、同条第 1 項中「出納長」を「会計管理者」に、「出納室」を「出納局」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 出納局に次の表に掲げる室及び課を置き、当該室及び課にそれぞれ同表に掲げる班を置く。

課 室	班
出納室	総務班 審査第一班 審査第二班 決算班
総務事務集中課	総務事務班 物品班

第 8 条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 9 条第 2 項の表商工労働部の項中「商工労働部」を「商工観光労働部」に、「商工労働総務課」を「商工観光労働総務課」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 出納局の主管課は、出納室とする。

第 12 条第 6 号を削る。

第 15 条総務学事課の項の前に次の 1 項を加える。

監察査察室

- (1) 不正行為等通報の処理に関する事。
- (2) 不当要求行為の処理に関する事。
- (3) 行政監察に関する事。
- (4) 職員の職務監察に関する事。

第 15 条行政経営改革室の項に次の 1 号を加える。

- (5) 事務事業の評価に関する事。

第 15 条人事課の項第 2 号中「給与」の次に「及び旅費」を加え、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同項第 8 号中「関すること」を「関すること(服務については、監察査察室の所掌に属するものを除く。)」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 9 号を削り、同項第 10 号中「表彰」を「栄典」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 11 号中「研修」を「育成及び研修」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項中第 12 号を第 10 号とし、第 13 号から第 18 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同条財政課の項第 7 号を次のように改める。

- (7) 出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する事(他の課室の所掌に属するものを除く。)

第 15 条総務事務集中課の項を削る。

第 16 条中「第 15 号から第 20 号まで」を「第 11 号から第 16 号まで」に改める。

第 17 条地域振興課の項に次の 1 号を加える。

- (14) 和歌山県世界遺産センターに関する事。

第 18 条第 3 項及び第 4 項を削る。

第19条循環型社会推進課の項第11号中「(仮称)財団法人紀南環境整備公社」を「財産法人紀南環境整備公社」に改める。

第20条長寿社会推進課の項に次の1号を加える。

- (12) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)の施行に関すること。

第20条障害福祉課の項第18号を削り、同条健康づくり推進課の項中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) がん対策基本法(平成18年法律第98号)の施行に関すること。

第20条健康対策課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項第8号中「結核の検査に関する協議会及び」を削り、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とする。

第20条の2中「、第10号及び第11号」を「及び第10号から第12号まで」に改める。

第21条(見出しを含む。)中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改め、同条商工労働総務課の項中「商工労働総務課」を「商工観光労働総務課」に改め、同項第1号中「商工労働行政」を「商工観光労働行政」に改め、同条商工振興課の項中第19号を削り、第20号を第19号とし、同項第21号中「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」を「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」に改め、同号を同項第20号とし、同項第22号を同項第21号とし、同項に次の2号を加える。

- (2) 中小企業地域資源活用プログラムに関すること。
(3) 地域ブランド形成支援に関すること。

第21条産業支援課の項第2号中「中小企業経営革新支援法」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 産業人材育成に関すること。

第21条産業支援課の項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項第13号中「中小企業総合事業団法(平成11年法律第19号)」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (13) 中小企業振興資金の債権管理に関すること。

第21条産業支援課の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同条観光振興課の項第6号中「観光基本法(昭和38年法律第107号)」を「観光立国推進基本法(平成18年法律第117号)」に改め、同条ブランド推進課の項を削り、同条雇用推進課の項第4号中「県立高等技術専門校」を「県立産業技術専門学院」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 償還指導室においては、商工観光労働総務課の所掌事務のうち、前条商工観光労働総務課の項第12号に掲げる事務を所掌する。

第23条農林水産総務課の項第2号中「関すること」を「関すること(他課の所掌に属するものを除

く。)」に改め、同項第15号中「及び漁業協同組合」を「森林組合、漁業協同組合及び農業共済組合」に改め、同項に次の1号を加える。

(17) 和歌山県農林水産振興資金特別会計に関する事(他課の所掌に属するものを除く。)

第23条農林水産総務課の項の次に次の1項を加える。

食品流通課

- (1) 消費者情報、市場情報の収集、分析及び管理並びに生産者への情報提供に関する事。
- (2) 県産品の販路開拓及び拡大に関する事。
- (3) 県産品のマーケティング支援に係る企画立案並びに情報の収集及び発信に関する事。
- (4) ソフトアンテナショップの企画及び運営に関する事。
- (5) 「わかやま喜集館」物産部門の運営に関する事。
- (6) 「ふるさと和歌山わいわい市場」等通信販売の支援に関する事。
- (7) 民間アンテナショップに関する事。
- (8) 海外への販路開拓に関する事。
- (9) 卸売市場法(昭和46年法律第35号)の施行に関する事。
- (10) 農産物の加工対策及び需要拡大に関する事。
- (11) 農産物及び農産物加工品の流通に関する事。
- (12) 和歌山県卸売市場審議会に関する事。
- (13) トレーサビリティシステム導入促進に関する事。

第23条新ふるさと推進課の項第3号中「ふるさと定住センター」を「和歌山県ふるさと定住センター」に改め、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、同条果樹園芸課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを削り、第13号を第8号とし、第14号を第9号とし、第15号を第10号とし、同項第16号中「農業改良助成法」を「農業改良助長法」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第17号を第12号とし、第18号から第21号までを5号ずつ繰り上げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)の施行に関する事。

第23条果樹園芸課の項中第22号を第18号とし、第23号から29号までを4号ずつ繰り上げ、同条畜産課の項第5号を次のように改める。

(5) 家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)の施行に関する事。

第23条畜産課の項第9号を次のように改める。

(9) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)の施行に関する事。

第23条畜産課の項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第24号までを1号ずつ繰り上げ、第23号の次に次の1号を加える。

(24) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)の施行に関する事。

第23条経営支援課の項第9号中「関すること」を「関すること(農業共済組合の検査に関するものを除く。)」に改め、同条森林整備課の項第9号中「激甚じん災害」を「激甚災害」に改め、同項第19号中「

緑の雇用推進に係るボランティア」を「森林ボランティア」に改め、同条定住促進課の項中「定住促進課」を「山村振興課」に改める。

第24条中「第18号から第29号まで」を「第13号から第25号まで」に改める。

第25条事業進行課の項第7号及び第8号を削り、同条都市政策課の項第6号中「住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）及び産業労働者住宅資金融通法（昭和28年法律第63号）」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の施行に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。

第27条の見出し中「出納室」を「出納局各課室」に改め、同条出納室の項第5号中「関すること」を「関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）」に改め、同項第10号中「総務部」を「他の部課」に改め、同条に次の1項を加える。

総務事務集中課

(1) 給与事務、旅費事務、物品調達事務、軽易な支出事務（支出負担行為の確認を含む。）その他の庶務事務に関すること。

(2) 集中調達物品の調達に関すること。

(3) 物品の出納に関すること。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第31条第1項中「、西牟婁振興局及び東牟婁振興局」を「及び西牟婁振興局」に改め、同項の表西牟婁振興局の項中「龍神村及び」及び「のうち白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町及びすさみ町」を削る。

第34条第1項第12号中「係る」の次に「支出関係事務及び」を加え、同項中第41号を第42号とし、第31号から第40号までを1号ずつ繰り下げ、第30号の次に次の1号を加える。

(31) 市町村合併協議会の支援に関すること。

第34条第2項中「同項第15号」を「同項第4号、第5号及び第15号」に改める。

第46条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号及び第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号から第15号までを3号ずつ繰り上げ、同条第16号中「児童手当及び」を削り、同号を同条第13号とし、同条中第17号を第14号とし、第18号から第26号までを3号ずつ繰り上げ、第27号及び第28号を削り、第29号を第24号とし、第30号を第25号とする。

第48条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第49条に次の1項を加える。

3 東牟婁振興局健康福祉部串本支所各課の所掌事務は、第44条、第46条及び第47条の規定を準用する。

第51条第1項中第38号を第42号とし、第23号から第37号までを4号ずつ繰り下げ、第22号の次に次の4号を加える。

(23) 農林物資の規格化及び食品表示の適正化に関すること。

(24) ふるさと認証食品に関すること。

(25) 農業振興地域の整備に関すること。

(26) 農村地域工業導入促進に関すること。

第51条第3項中「次に掲げる」を「世界遺産の保存及び活用に関する」に改め、同項各号を削る。

第52条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第36号まで2号ずつ繰り上げ、同条第2項を次のように改める。

2 西牟婁振興局産業振興部農業振興課においては、前項に規定する事務のほか、前条第1項第23号から第26号までに規定する事務をつかさどる。

第52条に次の1項を加える。

3 東牟婁振興局産業振興部農業振興課においては、第1項に規定する事務のほか、前条第1項第23号から第26号までに規定する事務、第54条に規定する事務及び小匠防災ため池に関する事務をつかさどる。

第56条第1項第16号中「許可」の次に「並びに土石、砂利等の払下げ」を加え、同項中第26号を第27号とし、第25号を第26号とし、第24号の次に次の1号を加える。

(25) 漁港施設(公共用地を含む。)、海岸保全施設、漁港並びに海岸保全区域内の公有水面及び国有海浜地の管理に関すること。

第56条第3項を次のように改める。

3 東牟婁振興局串本建設部においては、第1項に規定する事務のほか、第59条に規定する事務並びにすさみ町、古座川町及び串本町に所在する各かい、農林水産総合技術センター畜産試験場並びに農林水産総合技術センター水産試験場及びその内部組織に係る集中物品の調達事務をつかさどる。

第57条第1項に次の1号を加える。

(14) 土砂災害特別警戒区域内の規制に関すること。

第57条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 西牟婁振興局建設部を除く各振興局建設部においては、前項に規定する事務のほか、第60条第1項に規定する事務をつかさどる。

第59条の2第1項に次の1号を加える。

(12) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定及び解除の調査に関すること。

第62条に次の3項を加える。

3 有田振興局建設部及び東牟婁振興局新宮建設部においては、第1項に規定する事務のほか、前条に規定する事務をつかさどる。

4 日高振興局建設部においては、第1項に規定する事務のほか、前条に規定する事務をつかさどる。

5 東牟婁振興局串本建設部においては、前条及び次条に規定する事務をつかさどる。

第64条第1号中「港湾」の次に「、漁港」を加え、同条第4号中「港湾」の次に「及び漁港」を加え、同条第7号を次のように改める。

(7) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定及び解除の調査に関すること。

第64条第8号から第13号までを削る。

第70条第2項を次のように改める。

2 那賀振興局建設部紀の川流域下水道事務所の所掌事務及び所管区域は、次のとおりとする。

- (1) 紀の川中流流域下水道の建設に伴う地元との調整及び工事に関する事。
 - (2) 紀の川流域下水道の建設に伴う工事に関する事。
 - (3) 所管区域は、橋本市、紀の川市、岩出市並びに伊都郡のうちかつらぎ町及び九度山町とする。
- 第70条第3項第3号中「那賀郡」を「橋本市、紀の川市、岩出市」に改め、「及び高野口町」を削る。
- 第72条に次の1項を加える。

2 二川ダム管理事務所においては、前項に規定する事務のほか、有田郡有田川町の区域（平成18年1月1日に効力を生じた合併前の有田郡清水町の平成17年12月31日における区域に限る。）における道路、河川、砂防等の工事の設計、施行及び監督に関する事務をつかさどる。

第86条から第88条までを次のように改める。

(設置)

第86条 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存及び活用に関する事務を行うため、世界遺産センターを置く。

(名称及び位置)

第87条 世界遺産センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
和歌山県世界遺産センター	田辺市

(所掌事務)

第88条 世界遺産センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 世界遺産の適正な保全及び活用の推進に関する事。
- (2) 世界遺産に関する知識の普及啓発に関する事。
- (3) 世界遺産に関する学術研究に関する事。
- (4) 教育啓発展示に伴う設備等の管理及び運営に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、附帯する業務に関する事。

第132条の4に次の1項を加える。

3 新宮保健所串本支所の総務健康安全課、保健福祉課及び衛生環境課においては、第132条、第132条の2及び前条に規定する事務をそれぞれつかさどる。

第134条中「看護師、助産師、保健師」を「看護師及び助産師」に改める。

第140条第1項中「検査料」を「検査科」に改める。

第152条第1項中「皮革開発部」を「繊維皮革部」に改める。

第3章第29節の見出しを次のように改める。

第29節 産業技術専門学院

第157条中「和歌山県立高等技術専門校設置条例」を「和歌山県立産業技術専門学院設置条例」に、「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改め、同条の表中「和歌山県立和歌山高等技術専門校」を「

和歌山県立和歌山産業技術専門学院」に、「和歌山県立田辺高等技術専門校」を「和歌山県立田辺産業技術専門学院」に改め、同表和歌山県立新宮高等技術専門校の項を削る。

第158条及び第159条中「高等技術専門校」を「産業技術専門学院」に改める。

第184条第2号中「まんえん」を「まん延」に改める。

第210条の表和歌山県障害者施策推進協議会の項中「第24条」を「第26条」に改め、同表結核の診査に関する協議会の項を削り、同表感染症の診査に関する協議会の項中「第20条第1項の規定による勧告及び同条第4項」を「第18条第1項の規定による通知、第20条第1項の規定による勧告、同条第4項」に改め、「延長」の次に「及び第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担」を加え、同表和歌山県中小企業振興対策審議会の項中「商工労働総務課」を「商工観光労働総務課」に改め、同表和歌山県職業能力開発審議会の項の次に次のように加える。

和歌山県食育推進会議	食育基本法第32条第1項の規定による和歌山県食育推進計画の作成及びその実施の推進に関する事務	農林水産総務課
------------	--	---------

第210条の表和歌山県卸売市場審議会の項中「果樹園芸課」を「食品流通課」に改める。

第211条第1項の表本庁の部を次のように改める。

本庁	危機管理監	上司の命を受け、総務部のうち危機管理局の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	知事室長	上司の命を受け、秘書、政策推進、広報広聴、文化振興及び国際交流の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	知事室次長	上司の命を受け、知事室長を補佐し、知事室長に事故があるときは、当該職務を代理する。

第211条第1項の表部の部局長の項を削り、同部の次に次のように加える。

局	局長	上司の命を受け、当該局に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。
---	----	--

第211条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項の表本庁の部審議監の項中「審議監」を「広報監」に、「特に指定された」を「広報に関する」に改め、同表総務部の部中「考査監」を「監察査察監」に、「職員のサービスの考査及び指導」を「監察査察」に改め、同部の次に次のように加える。

る。

環境生活部	生活安全監	上司の命を受け、青少年及び生活安全に関する事務に従事する。
-------	-------	-------------------------------

第 211 条第 2 項の表局、課及び室の部企画員の項の次に次のように加える。

総括課長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。	
--------	-------------------------	--

第 211 条第 2 項の表局、課及び室の部中 「課長補佐」 を「課長補佐」に改め、同部考査員の項中「考査室長補佐」を「監察査察員」に、「特に指定された考査等」を「監察査察」に改め、同表課に附置する室の部主幹の項の次に次のように加える。

総括課長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事する。	
--------	-------------------------	--

第 211 条第 2 項の表課に附置する室の部室長補佐の項中「室長補佐」を「課長補佐」に改め、同表地域振興課の部及び情報政策課の部を削り、同表福祉保健総務課の部総括検査員検査員の項を削り、同表長寿社会推進課の部の次に次のように加える。

障害福祉課	総括検査員 検査員	上司の命を受け、社会福祉法人及び社会福祉施設の検査に関する事務に従事する。
-------	--------------	---------------------------------------

第 211 条第 2 項の表出納室の部を削り、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。
2 前項に定めるもののほか、局長、課長及び室長の職にあつては、前項の表の中欄に掲げる職につき同表の右欄に掲げる職務のほか、知事の命を受け、特に指定された事務を掌理し、当該事務を処理するため、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

第 212 条第 1 項の表地方機関の部中「子ども保健福祉相談センター」を「世界遺産センター」に改め、同条第 2 項表の東京事務所の部企業誘致統括監の項中「企業誘致統括監」を「企業誘致統括員」に改め、同表就農支援センターの部中「所長代理」を「次長」に改める。

第 213 条第 2 項の表部の部総括主任の項及び総括主査の項を削り、同表総務室の部主幹の項の次に次のように加える。

会計専門員	上司の命を受け、支出関係事務に従事する。	
-------	----------------------	--

第 213 条第 2 項の表東牟婁振興局総務室の部旅券駐在員の項の次に次のように加える。

--	--	--

会計駐在員

上司の命を受け、当該振興局総務室の所掌事務のうち、西牟婁郡のうちすさみ町並びに東牟婁郡のうち古座川町及び串本町に所在するかい及びその内部組織に係る支出関係事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第216条及び第217条を次のように改める。

(主事、技師等)

第216条 第211条から前条までに定めるもののほか、必要に応じて、本庁の局、課及び室並びに地方機関（以下「本庁等」という。）に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
主事	上司の命を受け、事務に従事する。
技師	上司の命を受け、技術に従事する。
国際化推進員	上司の命を受け、国際化に関する事務に従事する。
現業技能員	上司の命を受け、技能的業務に従事する。
技師補	上司の命を受け、技能的業務に従事する。
運転業務員	上司の命を受け、自動車運転業務に従事する。
ボイラー技士	上司の命を受け、ボイラーの操作、管理及び修理業務に従事する。
電話交換員	上司の命を受け、電話交換業務に従事する。
印刷業務員	上司の命を受け、印刷業務に従事する。
営繕業務員	上司の命を受け、営繕業務に従事する。
研究補助業務員	上司の命を受け、研究の補助的業務に従事する。
調理師	上司の命を受け、調理業務に従事する。

機械操作員	上司の命を受け、機械操作業務に従事する。
畜産業務員	上司の命を受け、畜産業務に従事する。
船員	上司の命を受け、船舶の甲板等の業務に従事する。
看護補助員	上司の命を受け、看護の補助的業務に従事する。
農林業務員	上司の命を受け、農林業務に従事する。
副監督員	上司の命を受け、失業対策事業の現場監督業務に従事する。
道路整備員	上司の命を受け、道路整備業務に従事する。
予防技術員	上司の命を受け、犬の捕獲、抑留並びに犬及び猫の引取並びに傷病鳥獣の治療及び飼育等の業務に従事する。
調剤員	上司の命を受け、調剤業務に従事する。
守衛	上司の命を受け、庁舎施設等の警備及び保全業務に従事する。
港湾整備員	上司の命を受け、港湾整備業務に従事する。
用務員	上司の命を受け、庁舎の清掃等の業務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる本庁等の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。

組 織	職	職 務
総務部の課及び振興局	税務主事	上司の命を受け、税務に関する事務に従事する。
福祉保健部の課及び地方機関並びに振興局	福祉主事	上司の命を受け、福祉に関する事務に従事する。
	福祉技師	上司の命を受け、福祉に関する技術に従事する。

職員厚生室、福祉保健部の課並びに地方機関及び振興局	医療主事	上司の命を受け、医療に関する事務に従事する。
	医療技師	上司の命を受け、医療に関する技術に従事する。
県土整備部の課及び地方機関並びに振興局	用地主事	上司の命を受け、用地に関する事務に従事する。

3 前2項に定めるもののほか、必要に応じて、本庁等に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
事務嘱託	上司の命を受け、特定の事務に従事する。
技術嘱託	上司の命を受け、特定の技術に従事する。

第217条 削除

第218条第1項中「吏員である」を削り、同条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表第2海草振興局総務室の項中「総務管理グループ 人権・県民グループ 危機管理グループ」を「総務・危機管理グループ 人権・県民グループ」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3 (第34条関係)

振興局総務室所管のかい及びその内部組織

1 支出事務に関すること。

区分	所管のかい及びその内部組織
那賀振興局総務室	岩出市及び紀の川市に所在する各かい
伊都振興局総務室	橋本市及び伊都郡に所在する各かい
有田振興局総務室	有田市及び有田郡に所在する各かい

日高振興局総務室	御坊市及び日高郡(みなべ町を除く。)に所在する各かい
西牟婁振興局総務室	田辺市、日高郡のうちみなべ町及び西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する各かい
東牟婁振興局総務室	新宮市、西牟婁郡のうちすさみ町及び東牟婁郡に所在する各かい

2 集中物品の調達事務に関すること。

区 分	所管のかい及びその内部組織
那賀振興局総務室	紀の川市及び岩出市に所在する各かい並びに農林水産総合技術センター農業試験場、農林水産総合技術センター果樹試験場かき・もも研究所及び農林水産総合技術センター水産試験場内水面試験地
伊都振興局総務室	橋本市及び伊都郡に所在する各かい
有田振興局総務室	有田市及び有田郡に所在する各かい(農林水産総合技術センターにあっては他の振興局総務室が所管する内部組織を除く。ただし、農林水産総合技術センター果樹試験場を含む。)
日高振興局総務室	御坊市及び日高郡(みなべ町を除く。)に所在する各かい並びに農林水産総合技術センター暖地園芸センター及び農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所
西牟婁振興局総務室	田辺市、みなべ町並びに西牟婁郡(すさみ町を除く。)に所在する各かい(紀南県税事務所新宮出張所を除く。)並びに農林水産総合技術センター果樹試験場うめ研究所及び農林水産総合技術センター林業試験場
東牟婁振興局総務室	新宮市及び東牟婁郡(古座川町及び串本町を除く。)に所在する各かい(紀南県税事務所新宮出張所を含む。)

別表第7日高振興局建設部の部道路課の項中「農林道グループ」を削る。

別表第9岩出保健所の部総務健康安全課の項中「総務・保護グループ」を「総務グループ」に改め、同表橋本保健所の部総務健康安全課の項中「総務グループ」を「総務・保護グループ」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県規則第43号

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県振興局設置条例第4条の事項を定める規則（平成10年和歌山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1項中「第34条第11号から第20号まで」を「第34条第11

1 東牟婁振興局総務室の職員駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
東牟婁振興局総務室	東牟婁郡串本町西向193	串本駐在	一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務

(2) 会計職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担 当 の か い	担当事務
東牟婁振興局総務室	東牟婁郡串本町串本2491	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 ふるさと定住センター 東牟婁振興局串本建設部 串本高等学校 古座高等学校 串本警察署	担当のかいの会計に関する事務

第2項を削り、第3項第1号の表西牟婁振興局建設部の項中「日高郡龍神村」を「田辺市の一部」に、「東牟婁郡本宮町」を「田辺市の一部」に改め、同項第2号の表日高振興局建設部の項中「田辺市龍神村安井65の19」を「日高郡日高川町川原河230」に改め、同項を第2項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り上げる。

訓 令

和歌山県訓令第37号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令

和歌山県内部組織規程（平成8年和歌山県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び第6号」を削る。

第5条を次のように改める。

（産業ブランド推進室）

号、第13号から第20号まで」に、「第36号から第39号まで」を「第37号から第40号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第438号

職員の駐在に関する告示（平成15年和歌山県告示443号）の一部を次のように改正し、平成19年4月1日から実施する。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項を次のように改める。

第5条 商工観光労働部商工政策局商工振興課に産業ブランド推進室を置く。

2 産業ブランド推進室においては、商工振興課の所掌事務のうち、規則第21条商工振興課の項第18号、第22号及び第23号に掲げる事務を所掌する。

3 産業ブランド推進室に、室長を置く。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。